

[Tweet](#)

令和5年9月27日  
金融庁

## 「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について

金融庁では、「[金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針](#)」の一部改正（案）につきまして、令和5年6月30日（金曜）から同年7月31日（月曜）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、計4件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方は[別紙1](#)を御覧ください。

### 1. 改正の概要

本件は、大口信用供与等規制における特例承認に係る審査基準を明確化する趣旨から、所要の改正を行うものです。

具体的な内容については[別紙2](#)を御参照ください。

### 2. 公布日等

改正後の監督指針は、令和6年3月31日から適用します。

#### お問い合わせ先

金融庁 TEL：03-3506-6000（代表）  
監督局大手証券等モニタリング室（内線2835）

（別紙1） [コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方](#)

（別紙2） [「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（新旧対照表）](#)

### サイトマップ

金融  
庁に  
ついて

報  
道・  
広報

政  
策・  
審議  
会等

法  
令・  
指針  
等

金  
融  
機  
関  
情  
報

国  
際  
関  
係  
情  
報

アクセ  
スF  
S  
A  
(金融  
庁広  
報誌)

#### 相談・手続・採用情報

- ▶ 各種窓口のご案内
  - ▶ 金融サービス利用者相談室
  - ▶ 金融行政モニター
- ▶ 情報公開等
- ▶ パブリックコメント
- ▶ 申請・届出・照会
- ▶ 入札公告等
- ▶ 採用情報

新着情報配信サービス

金融庁ソーシャルメディア  
アカウント

関連リンク

証券取引等監視委員会

CPAAOB 公認会計士・監査審査会

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government (法人番号6000012010023)

Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館  
電話番号：03-3506-6000